平成２３年（フ）第７３５号
千葉県市原市八幡1265番地　ＡＲＥＣＸ八幡４Ｅ６号室
破産者　杉山　　守
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０７６号
千葉市若葉区千城台南４丁目11番10号
破産者　若葉建設株式会社
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０７７号
千葉県八街市八街ほ459番地５
破産者　上野　隆昭
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２５０号
奈良県宇陀市大宇陀内原275番地の１
破産者　株式会社東海土木
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
奈良県宇陀市大宇陀内原272番地
破産者　東進建設工業株式会社
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２５５６号
北海道苫小牧市三光町５丁目25番13号
破産者　有限会社ホッカイグリーン
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１号
北海道小樽市真栄１丁目８番１号
破産者　雪の花酒造株式会社
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第９４号
北海道余市郡余市町大川町20丁目３番地　川田マンション２号、前住所北海道磯谷郡蘭越町昆布町34番地20
破産者　鈴木　政義
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１９７１号
仙台市若林区荒浜字北沼向105番地
破産者　有限会社吉工
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４７２号
千葉市中央区松ケ丘町268番地
破産者　鴫原　千秋
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６４２号
千葉県習志野市谷津５丁目７番17号　谷津高台の家202号
破産者　大槻　　浩
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７７１号
千葉市若葉区みつわ台１丁目24番10号　カーサみつわ台Ｃ―202号
破産者　大和田美樹（旧姓高知尾）
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８０６号
千葉県船橋市芝山２丁目５番８棟605号
破産者　太田　秀和
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０２９号
千葉県浦安市猫実１丁目18番39号第１スターレジデンス　102
破産者　高橋　勝彦
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２０５号
東京都あきる野市上代継423番地
破産者　矢作　隆子
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０９号
長野県千曲市上山田温泉２丁目25番地３
破産者　有限会社ホテルニュー滝元
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１４号
長野県塩尻市大字広丘郷原32番地１
破産者　株式会社メープルホームズ長野
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７８号
大阪府泉大津市池浦町４丁目８番35号
破産者　株式会社コンシェルジュ
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１６９６号
和歌山県紀の川市尾崎171番地１　レオパレス紀水111、開始決定時の住所神戸市中央区山本通４丁目15番24―603号
破産者　金光成洙こと　金　　成洙
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９４号
兵庫県たつの市揖西町土師146番地の32
破産者　有限会社泉光
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４号
島根県松江市八雲町西岩坂1043番地１
破産者　島根ソーイング株式会社
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５０号
松江市黒田町374―５　コーポちどり102、住民票上の住所島根県出雲市小山町282番地３
破産者　木村　敬治
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部